

【案】

守谷市協働のまちづくり推進指針

[改訂版]

令和元年 月

守谷市

—メッセージ—

令和元年 月

守谷市長 松丸 修久

*** 目 次 ***

第1章 協働のまちづくりとは	1
1. 協働のまちづくりとは	・・・
2. 協働のまちづくりの必要性	・・・
第2章 守谷市における協働のまちづくりの現状	
1. 協働のまちづくりの現状	・・・
2. 行政との協働の形態	・・・
第3章 守谷市が目指す協働のまちづくり	
1. 協働のまちづくりの基本原則	・・・
2. 発展的かつ幅広い協働の推進	・・・
第4章 協働のまちづくりの担い手と役割	
第5章 協働のまちづくりを推進するために	
1. 協働のまちづくりの担い手の意識改革	・・・
2. 情報の共有化	・・・
3. 人材育成と組織支援	・・・
4. 推進組織の編成	・・・
第6章 協働による「地域主導・市民主導のまちづくり」の実現	
第7章 今後の展開	
1. 協働のまちづくりの評価	・・・
2. 今後の展開	・・・
第8章 守谷市協働のまちづくり推進条例	
第9章 守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則	
付属資料	

第1章 協働のまちづくりとは

1. 協働のまちづくりとは

守谷市では、平成18年度に「守谷市協働のまちづくり推進条例」を制定し、「協働のまちづくり」を進めてきました。

「協働のまちづくり」とは、住んでいて良かったと思えるまちを実現するために、市民や市などが、お互いの違いを認め尊重し合って対等な関係に立ち、それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担して協力し合いながら課題に取り組んでいくことです。

「まちづくり」とは、街路や公園、建物といったまちの形や空間を創造するばかりではなく、社会、経済、文化、環境など生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた、暮らしそのものを創造することであり、より魅力溢れた住みよい環境を築くための取組全般を指します。

また、「まちづくり」のための活動や事業など個別の取組だけではなく、「まちを創っていくこと」という全体的な取組に、市民・市民公益活動団体・事業者等、みんなが参加して実施していくことを指します。

2. 協働のまちづくりの必要性

平成27年国勢調査の結果によると、全国の総人口は127,094,745人で、前回に比べて962,607人、0.8%の減少となりました。年齢別3区分人口の構成比は、15歳未満人口12.6%、15歳から64歳人口60.7%、65歳以上人口26.6%となっており、少子高齢化による人口減少社会が到来したと言えます。

本市の人口については、つくばエクスプレス開業の平成17年度以降に急増しましたが、現在の人口増加はかなり鈍化しています。今後、転入超過数も横ばいとなり、十数年後には人口が減少へ転じることが予想されています。各地区別の年齢別人口を見ても、将来、急激な高齢化や少子高齢化による人口減少が想定される地区が多くあり、自然増も多くは見込めない状況にあります。

本市のまちづくりについては、平成18年度に「守谷市協働のまちづくり推進条例」を制定した上で、「協働のまちづくり」を掲げ、市民・市民公益活動団体・事業者・行政が一体となりまちづくりを進めてきました。

一方、国においても、第27次地方制度調査会^{※1}答申（平成15年11月1

^{※1} 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府の附属機関として設置される組織です（地方制度調査会設置法）。

3日)「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において、「住民やコミュニティ組織、NPO その他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき」との記載があり、協働による分権型社会の推進が求められてきました。近年においては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部において、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」が開催され、平成28年12月に地域運営組織に関する最終報告書が取りまとめられました。この報告書の中では、これまでの市全域を見渡す「まちづくり」という範囲より、「地域づくり」・「地域運営組織」という、より小さな範囲での取組の必要性が取り上げられました。

「人口構成」や「まちづくりの考え方」が変化していく中で、本市においても、少子高齢化による人口減少という課題へ迅速かつ的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、「行政主導のまちづくり」から、より「協働のまちづくり」を発展的に推し進め、地域や市民が主役となる「地域主導・市民主導のまちづくり」に行政運営を転換する必要があると考えています。

そのために、協働のまちづくりの必要性を再認識した上で、平成30年9月に守谷市協働のまちづくり推進条例を改正しました。

1. 協働のまちづくりの現状

これまでの「協働のまちづくり」は、「行政と〇〇〇の協働」というイメージが強く、実際の協働事業も「行政と市民等の協働のまちづくり」が主なものとして展開されてきました。

しかし、このイメージは、行政の視点からの「協働のまちづくり」を示したものであり、今後は、「協働のまちづくり」を発展的に推し進めるためにも「行政と〇〇〇の協働」の視点のみならず、新たな視点からの「協働のまちづくり」が必要です。

【行政視点の「協働のまちづくり」のパターン】

パターン	「協働」のイメージ	「協働」の事例
1	行政 + 市民	・もりや市民大学(まちづくり担い手の育成) ・市民提案型協働事業
2	行政 + 市民公益活動団体	・守谷ハーフマラソン ・守谷市商工まつり ・公園樹木剪定, 間伐作業
3	行政 + 事業者	・見守り活動等に関する協定 ・災害応援協定

2. 行政との協働の形態

形態	定義	備考
補助事業	市民公益活動団体等が自主的に実施する公益的な事業(=市民及び市が共通して持つ公共的目標を達成する事業)を推進するため、市が資金提供する形態(各種助成金事業, 補助金事業)	市が資金提供し, 実績報告を求める事業が該当
後援・協賛	市民公益活動団体等が独自に行う行事で, その目的が市の方針と合致する場合に, 公益性を認知し支援するために後援名義の使用を許可したり, 協賛したりする形態(名義のみ使用許可する形態)	名義のみ使用許可し, 市は運営等に関与しない事業が該当

共催	共通の目的達成のために、市民公益活動団体等と市が対等な立場で主催者となり、企画・運営・実施にあたる形態	市が構成員に含まれない組織と市とが、ともに主催者として実施運営にあたる事業が該当
実行委員会	市民、市民公益活動団体、NPO、事業者、市等の複数の多様な組織が新たなネットワーク組織を立ち上げ、主催者となって事業を実施する形態（各種イベント事業）	市が構成員に含まれる組織が主催する事業が該当
委託事業	本来市が行うべき事業等を、市よりも効果的に実施できる特性を持つ市民公益活動団体等に、契約によって委託する形態（各種業務委託、指定管理者制度等）	一般事業者への業務委託は含まない
企画立案への参画	市が政策立案する場合に、政策形成過程で市民、市民公益活動団体等の提案・参画を求める形態（審議会、委員会、懇談会、パブリックコメント等）	事業計画段階で市民参画を求める（求めた）事業を含む
事業協力	市民公益活動団体等と市の間で、双方の特性を生かして互いに目標や役割分担を取り決め、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態（公園等里親制度等）	市民公益活動団体等と市のどちらかが、「協力者・支援者」の立場となる事業が該当

1. 協働のまちづくりの基本原則

「守谷市協働のまちづくり推進条例」を制定した平成18年度の指針においては、「情報共有の原則」、「対話と説明責任の原則」、「自主・自立・対等の原則」の3つを基本原則として掲げていました。

本改訂においては、協働のまちづくりを発展的に推し進めるために新たに2つの基本原則を追加します。

(1) 情報共有の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるのか、どのような団体がどのような活動をしているのかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

特に、行政が持つ豊富な情報は適切に公開されることにより、市が直面する課題に対して市民が自分たちの問題として関心を持つことが大切です。

(2) 対話と説明責任の原則

まちづくりを進めるに当たり、市や市民など関係する主体は、積極的に対話を行うことにより、目指すべき方向や実現するための方法等について共通認識を形成するとともに、お互いの理解と納得のもとで役割分担を図ることが大切です。特に市は、政策決定にあたり十分に説明責任を果たすことが必要です。

(3) 自主・自立・対等の原則

協働のまちづくりとは、参加を強制されたり、活動を一方的に押しつけられたりする関係ではなく、参加者がお互いの立場や意見を尊重することが必要です。その上で、お互いの経験や能力が最大限に活用されるよう、対等な関係であることを自覚し、信頼関係を構築することが必要です。

(4) 目的共有の原則 **[新規]**

目的を共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となっ
て行うべき内容などを明確にすることができ、円滑な取組を進めることが可能
になります。

また、協働は、課題解決の手段の一つであって、目的ではありません。協働
のために事業を実施するというにならないように、目的を明確化し共有す

ることが必要です。

(5) 評価共有の原則 **【新規】**

協働する者同士が、相互に評価・検証することは、信頼関係を深めることや質を維持・向上させることにもつながります。

2. 発展的かつ幅広い協働の推進

これまで以上に幅広く「協働のまちづくり」を推し進めるためにも、これまでの「協働のまちづくり」のイメージより発展的かつ幅広いイメージを持つ必要があります。

市民、市民公益活動団体、事業者等、それぞれの立場の視点に立てば、「市民+〇〇〇の協働」、「市民公益活動団体+〇〇〇の協働」、「事業者+〇〇〇の協働」ということになります。

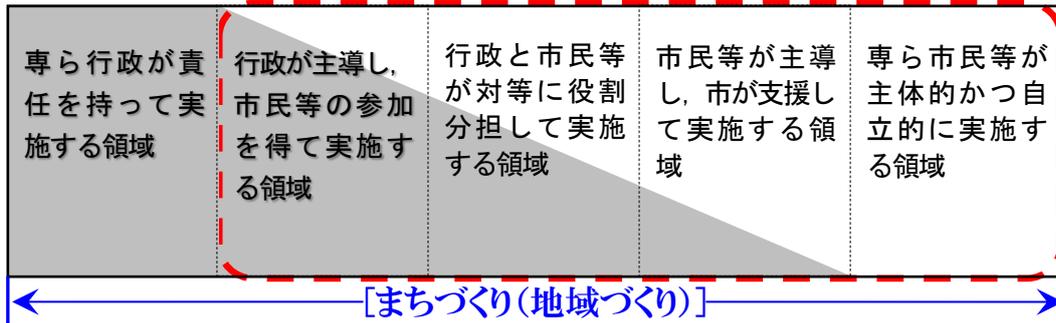
これからの「協働のまちづくり」は、「行政+〇〇〇の協働」に限らず、市民、市民公益活動団体、事業者、行政等、それぞれが「まちづくりの担い手」としてつながり、重層的に関わり、連携・協力しながら「まちづくり」を進めるものです。

【これからの「協働のまちづくり」のパターン】

パターン	「協働」のイメージ	「協働」の事例
1	市民 + 市民公益活動団体	・転入者歓迎会の拡大 ・敬老事業の充実
2	市民 + 事業者	・防犯パトロールの拡大 ・児童生徒の職業体験の充実
3	市民公益活動団体 + 市民公益活動団体	・子育て支援の充実 ・健康体験教室の開催
4	市民公益活動団体 + 事業者	・コミュニティビジネスの創出 ・地場製品の消費拡大
5	市民 + 市民公益活動団体 + 事業者	・夏祭りの拡大, 充実 ・地域の環境美化活動の充実
6	市民 + 市民公益活動団体 + 事業 + 行政	・守谷ハーフマラソンの充実 ・クリーン作戦の拡大

※ パターンは一例であり、各地域において独自の「つながり」を展開していただくことにより、新たな「協働」を生み出し、これまで以上の効果を期待できます。

【「まちづくり協議会」における「協働」の領域（「まちづくり」における「協働」の領域）】



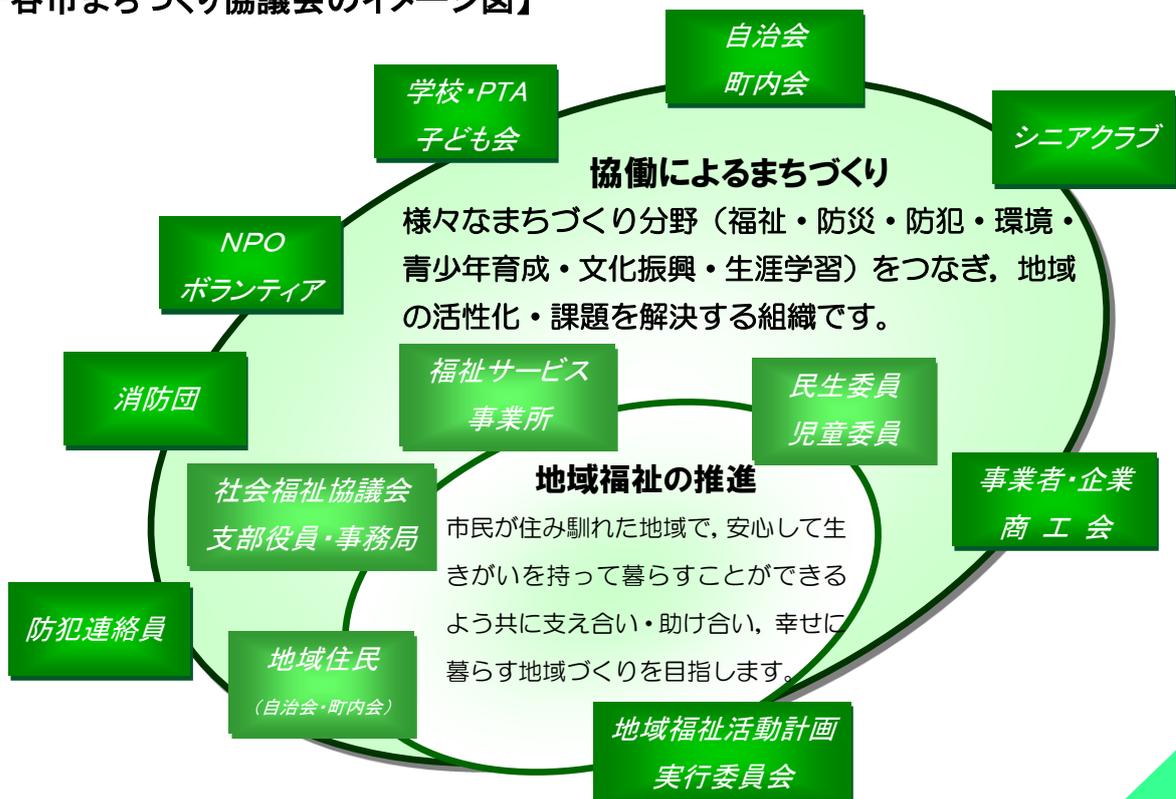
※ 市民等とは、市民、自治会・町内会、市民公益活動団体（地域に存在する様々な団体）、事業者、まちづくり協議会を指します。

3. 「まちづくり協議会」による地域づくり

各地区において、市民、自治会・町内会、市民公益活動団体、事業者がつながり、協働のまちづくりを発展的に推し進めるために、市は「まちづくり協議会」の設立を目指します。

「まちづくり協議会」は、各地区において、市民や様々な団体、事業者等が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで地域を活性化させる（地域づくり）とともに、地域のことは地域で考え、地域が対応できる課題は協働して、その解決を図っていくことができる組織です。

【守谷市まちづくり協議会のイメージ図】



第4章 協働のまちづくりの担い手と役割

「協働のまちづくり」を進めて行くためには、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市が、積極的につながり、まちづくりに参画し、それぞれの役割を果たして行くことが必要です。

(1) 市民の役割

市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

(2) 市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体は、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(3) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

(4) まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、まちづくり協議会を組織する地域の範囲の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、範域の活性化、範域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うものとする。

(5) 市の役割

市は、市職員に対して協働のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員一人ひとりが協働のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めるものとする。

市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業に、市民、市民公益

活動団体、事業者及びまちづくり協議会が参加し、又は参画するための措置を講じるよう努めるものとする。

市は、市民公益活動を行う者の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めるものとする。

市は、公益性の観点から公平かつ公正に市民公益活動団体に対する支援を行うものとする。

1. 協働のまちづくりの担い手の意識向上

市民と市だけではなく、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会が、協働のまちづくりの担い手として、自らが「まちづくり」に取り組むという意識向上が必要です。

2. 情報の共有化

情報共有化推進のために、「情報共有の場の提供」を行うことが必要です。現在、各地区に設立を目指す「まちづくり協議会」には、「情報共有の場」という役割も期待しています。

3. 人材育成と組織支援

協働のまちづくりの担い手自身が、人材を育成することにより、協働の質を高め、サービスを受ける相手の信頼や安心感を向上させ、協働のまちづくりを持続可能なものとしします。

市民や市民公益活動団体が、協働のまちづくりの担い手として活動するために、市民公益活動助成金事業^{※1}、市民提案型協働事業^{※2}の活用を推進し、支援を継続します。

4. 推進組織

協働のまちづくりを推進する組織は、2種類考えられます。

1種類目は、協働のまちづくりを着実に推進していくためのコーディネーターや活動の支援を行う役割を担う組織です。現在、本市では、この役割を担う組織として、市民活動支援センターが設置されています。引き続き、市民活動支援センターの充実を図ることで、協働のまちづくりを着実に推進していくことができると考えます。

また、協働のまちづくりの担い手が連携して推進組織を設立し、市民活動支援センターと連携、又は対応できない案件に対応することで、既存の支援のみ

※1 市民公益活動団体が主となり実施する市民公益活動（事業）に対し活動費の全部又は一部について、助成金を交付し支援することで、市民公益活動を促進する事業。

※2 市民活動団体やボランティア団体等が、公益性の高い事業を提案し、市と協働で実施することで、市民との協働の推進を図り、地域の課題解決などの公益の増進につなげる事業。

ならず新たな支援も期待できます。

2種類目は、協働のまちづくりの担い手がつながり、新たな協働を生み出し、発展的に協働のまちづくりを推し進める組織です。この組織は、現在、各地区に設立を目指している「まちづくり協議会」にこの役割を担っていただきたいと考えています。

将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、協働のまちづくりを発展的に推し進め、「地域主導・市民主導のまちづくり」を実現することが必要です。

「地域主導・市民主導のまちづくり」とは

「地域主導・市民主導のまちづくり」とは、地域や市民一人ひとりが主人公となり、自らが居住する地域を愛し誇りを持ち、誰もが幸せに暮らせる「まち」を創ることです。具体的には、以下の3つの要素を備えた地域を創ることになります。

◇ 多様化する地域の要望や課題に的確に対応することができる地域を創ること

[地域の課題解決]

市民や各種団体等、協働のまちづくりの担い手が単独で活動するのではなく、それぞれがつながり、地域全体で意見を出し合い、行政も含めて連携・協力・相互補完・協働することで、多様化する地域の要望や課題に、よりの確に対応することができる地域を創ることです。

◇ 地域の将来ビジョンを地域全体が共有することで持続可能な地域を創ること

[地域づくりの継続]

将来にわたって活力ある地域社会を持続していくために、自分たちの住む地域が「将来どのような状況になっていくのか」、「どのような状況にしたいのか」を地域一丸となり考え、共通認識を持つことができる地域を創ることです。

◇ 「ひと」が育つ地域を創ること

[地域づくりを担う人材育成]

市民や各種団体、協働のまちづくりの担い手がつながり、様々な活動を補完し合うことで、地域全体で新たな協働のまちづくりの担い手を育てることができる地域を創ることです。

1. 協働のまちづくりの評価

協働のまちづくりを推進し継続させていく、さらには発展的に推し進めていくためには、PDCA サイクル^{※1}を繰り返し行っていくことが必要です。

PDCA サイクルの中でも評価については、自己評価だけではなく、成果指標を設定するとともに、必要に応じてアンケート調査を実施することで客観的に実施することも必要であると考えます。

2. 今後の展開

(1) 協働の普及・啓発

協働のまちづくりを広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市民に対して普及・啓発活動を図るとともに、市民と行政に限らず、協働のまちづくりの担い手の意識改革を一層進めます。

(2) 継続的な対話

市民と行政に限らず、協働のまちづくりの担い手による継続的な話し合いの場をつくり、協働のまちづくりの取組状況を評価し、より質の高いまちづくりを目指していきます。

(3) 協働のまちづくりの発展的な推進

各地区に「まちづくり協議会」を設立し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組むことで、協働のまちづくりを発展的に推し進め、「地域主導・市民主導のまちづくり」の実現を目指します。

(4) 指針の見直し

「協働」のあり方を継続して検証し、「協働事業」についてPDCA サイクルを繰り返し、必要に応じて守谷市協働のまちづくり推進指針の見直しを行い、協働のまちづくりの充実を図るとともに、発展的に推し進めます。

^{※1} Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

守谷市協働のまちづくり推進条例

平成30年9月27日

条例第30号

守谷市協働のまちづくり推進条例（平成18年守谷市条例第23号）の全部を次のように改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協働のまちづくり（第3条—第10条）

第3章 まちづくり協議会（第11条—第14条）

第4章 守谷市協働のまちづくり推進委員会（第15条）

第5章 条例の尊重及び見直し（第16条・第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

… 前 文 …

守谷市は、魅力溢れる住みよい環境を築くため、協働のまちづくりを掲げ、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が一体となりまちづくりを進めてきました。

しかし、守谷市においても少子高齢化をはじめとして、暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、今後、これまでになかった課題も浮上してくることが予想されます。

この状況を踏まえ、地域における様々な課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくためには、守谷市の最大の資源である人と人とのつながりを礎にして、地域や市民が主役となる地域主導のまちづくりに守谷市の運営形態を大きく転換していくことが必要です。

したがって、この地域主導のまちづくりを実現し、協働のまちづくりを発展的に推し進めるために、この条例を制定します。

… 第1章 総則 …

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市の役割を明らかにするとともに、それぞれがつながり、協働のまちづくりを推し進めることにより、公益の増進を図り、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

- ① 「まちづくり」とは、街路や公園、建物といったまちの形や空間を創造するばかりではなく、社会、経済、文化、環境など生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた、住みよい環境を築くための取組全般を指します。
- ② 「市」は、地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体としての守谷市です。
- ③ 「地域社会」とは、広義には守谷市の市全体を指し、狭義には、市民が居住し、日常生活を営む区域です。

(定義)

第2条 この条例において「協働のまちづくり」とは、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体をいう。）を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市民公益活動に参加する者をいう。

- 4 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- 6 この条例において「まちづくり協議会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁による団体」という。）を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であり、第11条の規定により認定を受けた組織をいう。
- 7 この条例において「公益」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

【解説】

- ① 「市民」とは、守谷市に生活基盤がある人であれば国籍や成人の如何は問いません。なぜなら、公共的関心を持ち、自己責任を持って社会に参加、参画する人であれば、協働のまちづくりのパートナーとなり得るからです。また、市外に住んでいる人でも、守谷市に在学、在勤している人や市民公益活動を行うために本市を訪れる人も同じく協働のまちづくりのパートナーとして含めることができます。
- ② 「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいい、個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的、互助的な活動を含まない概念です。
市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動を表す言葉として「市民活動」がありますが、「市民活動」は、社会や地域の課題解決を目的とした社会貢献的な活動だけでなく、個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動も含む概念であるため、本条例では市が支援する対象としての市民活動を「市民公益活動」の用語で定義しています。
- ③ 「市民公益活動団体」には、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を行う「NPO法人」、法人格を持たない「任意の団体」、公益性のある活動を行う場合のPTA・子ども会・父母会等の「児童・青少年団体」も含まれます。

… 第2章 協働のまちづくり …

（基本理念）

第3条 市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、それぞれの役割を理解し、対等な立場で協働のまちづくりに取り組まなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、協働のまちづくりを推進するため、それぞれの権利及び利益を侵害しないよう配慮しながら情報を共有し、相互に参加又は参画を図らなければならない。

【解説】

- ① 協働のまちづくりのためには、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会が行うべきこと、行政が行うべきこと、協働して行うべきことについて、役割分担を明確にする必要があります。
それぞれの役割は、第4条から第8条に規定されています。
守谷市においても、十数年後には訪れる少子高齢化による人口減少問題、それが引き起こす多岐にわたる課題に的確に対応していくためには、これまでに行政が担ってきたサービスにとらわれることなく、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市が、つながるとともに、役割を分担し、それぞれが役割を実行する、又は協働で役割を実行することで、多様な市民ニーズに対応できる、きめ細かい、柔軟な市民サービスが実現される地域社会を作り上げる必要があります。
- ② 協働のまちづくりを推進していくためには、パートナーとしてお互いに信頼しあうことが大切です。そこで市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、協働のまちづくりを推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加又は参画を図るように努めなければなりません。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

- 2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。
- 3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

【解説】

- ① 協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに関心を持ってもらうことがまず出発点となります。市民の役割は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが暮らす社会に関心を持つとともに、身の回りのことについて、自分ができることを考え、行動し、その結果として、まちづくりに進んで参加し、あるいは参画する意識を持つようになることです。
- ② 市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展と促進に協力することも市民としての役割です。具体的には、自ら様々な市民公益活動に参加・参画したりすることが望ましいですが、直接参加・参画できない場合であっても、市民

公益活動の趣旨に賛同し、寄付等の何らかの支援をしていくことも考えられます。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

【解説】

- ① 市民公益活動団体の役割は、協働のまちづくりの主体の一つとして、自らの信念に従い、自らの責任のもとで市民公益活動を推進することです。
- ② 市民公益活動団体の活動が、公益的な分野に関わる限り、その活動の社会的評価が問われることとなります。市民公益活動が社会的な認知を受けるためにも、自身で市民の理解を得るよう努力することも必要です。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

【解説】

- ① 事業者は、製品やサービスの供給、雇用の創出、納税によって十分にその社会的責務を果たしています。しかし、事業者においても、その行動原理を経済活動のみに置くのではなく、現在の社会状況下においては、社会貢献活動にも置くことが求められています。具体的には市民公益活動に対する理解を深め、場所の提供、人材の提供、備品の貸し出し、寄付、融資など様々な関わり方が考えられます。

しかし、あくまでも自発的なものでなければならず、決して強制されるものであってはならないと考えています。

(まちづくり協議会の役割)

第7条 まちづくり協議会は、第3条の基本理念に基づき、まちづくり協議会を組織する地域の範囲（以下「範域」という。）の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、範域の活性化、範域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うものとする。

【解説】

- ① 市が考えるまちづくり協議会は、一定のまとまりのある地域において、市民や様々な市民公益活動団体、事業者が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連

携・協力することで地域を活性化させる（地域づくり）とともに、地域のことは地域で考え、地域が対応できる課題は協働で解決することができる組織です。また、まちづくり協議会の設立は、市民、市民公益活動団体、事業者及び市を“つなぐ”きっかけとなり、地域主導のまちづくりを加速化させ、これまで以上に協働のまちづくりを発展的に推し進めることができると考えています。

（市の役割）

第8条 市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対して協働のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員一人ひとりが協働のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業に、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会が参加し、又は参画するための措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めるものとする。

5 市は、公益性の観点から公平かつ公正に市民公益活動団体に対する支援を行うものとする。

【解説】

- 1 協働のまちづくりを推進するためには、その主体である市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市の間、対等な関係が確立していなければなりません。

そこで、市職員に対する啓発や研修などを通じて、協働のまちづくりの重要性を一人ひとりの市職員が認識し、協働のまちづくりのパートナーとしてふさわしくなるよう、意識改革を行わなければなりません。

- 2 市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市の間、対等な関係を明確にしていくためには、計画、実施、運営等の全ての段階において、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会の参加又は参画を得て実施することが大切です。

- 3 市民公益活動団体に対しては、柔軟で機能的な公共サービスの提供者としての役割が期待されており、その自立化を支援することが公益の向上に資すると考えられます。そこで、市民公益活動が活発に行われる環境づくりなど、適切な施策を実施するよう努めます。

（市民公益活動団体への財政的支援）

第9条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、別に定め

るところにより、予算の範囲内で財政的支援をするよう努めるものとする。

【解 説】

- ① 市の役割として「市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。」旨が規定されていますが（第8条第4項）、本条はこの「環境の整備」の中で、特に財政的支援について規定しています。
現在、具体的な財政的支援は、「守谷市市民公益活動助成金交付要綱」に基づく助成金となります。

（行政サービスへの参入機会の提供）

第10条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において、業務委託等その他の方法により、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の規定により市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、参入機会を提供する行政サービスの内容及び市民公益活動団体の特性を踏まえ、客観的かつ公平に実施するものとする。

【解 説】

- ① 行政サービスにおける参入機会の提供を位置付けるのは、市民公益活動団体に行政サービスの業務委託などを行うことが、市民公益活動団体の専門性等の特性を生かした、柔軟で機能的なサービスが提供されることで公益の増進につながることや財政的支援となるからです。
- ② 契約の主体としては、特定非営利活動促進法による法人格を持ち、責任の所在がはっきりとした団体が望ましいですが、市民公益活動を促進するとともに、多様な行政サービスを柔軟に供給していくためには、法人格の有無に関わらず、業務の委託などを積極的に行い、団体の資金的な自立性を図っていくことも重要であると考えます。
- ③ 本条は、市の行うすべての事業に対して、市民公益活動団体に参入の機会を提供することを意味するものではありません。各担当部課において、その所掌する事業の効率性や市民公益活動として行う意義などを考慮した上で、工夫して取り組むことを意味するものです。行政サービスの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、規則の定めにより手続を行います。

… 第3章 まちづくり協議会 …

（まちづくり協議会の認定）

第11条 市長は、地縁による団体を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であって、次の各号

のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) その設立の目的が、地域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、地域の活性化、地域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資するものであること。
 - (2) その活動が地域の市民、市民公益活動団体及び事業者の支持を得られるよう努めていること。
 - (3) 任意に加入し、又は脱退することができること。
 - (4) その運営が民主的になされている組織であること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。
- 2 まちづくり協議会には、地縁による団体に属さないものであっても、次に掲げるものを加えることができる。
- (1) 域内に住所を有する市民
 - (2) 域内の市民公益活動団体
 - (3) 域内に事務所又は事業所を有する事業者
 - (4) 域内に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）
 - (5) その他市長が必要と認める者

【解説】

- ① 市が認定するまちづくり協議会が、どのような組織であるか明文化します。まちづくり協議会の設立の目的は、市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、地域の活性化、地域における課題の解決、そして、協働のまちづくりに資するものであるということが重要です。
- ② また、まちづくり協議会が、市民、市民公益活動団体、事業者及び市を“つなぐ”きっかけとなると考えているため、市民、市民公益活動団体及び事業者の支持を得られるよう努めていただきたいと考えています。
- ③ 具体的な認定要件については、規則で定めます。
- ④ まちづくり協議会は、地縁による団体に属さないものであっても、地域内の様々なものを加えることで、協働のまちづくりを推進することができると思います。

（まちづくり協議会の認定の申請等）

第12条 前条の規定により、まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前条の認定を受けたまちづくり協議会は、その認定に係る申請の内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届出なければならない。

【解説】

- ① まちづくり協議会を認定するに当たっては、規則の定めにより要件を満たしているか確認できる書類を添えて申請いただきます。

また、まちづくり協議会の認定に係る申請の内容に変更があった場合は、届出いただき、当該まちづくり協議会が認定要件を満たしているか確認するとともに、市は、まちづくり協議会の状況を常に把握するよう努めます。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第13条 市長は、第11条の認定を受けたまちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったとき。

【解説】

- ① まちづくり協議会が、認定の要件を満たさなくなった場合、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合、支援の活用に当たって故意に不当な行為を行った場合は、認定を取り消すことも想定します。

(まちづくり協議会が行う活動に対する支援)

第14条 市は、まちづくり協議会が行う活動（以下「まちづくり活動」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものに対して財政的支援等を行うことができる。

- (1) まちづくり協議会が主体となる事業であること。
- (2) 範域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、範域の活性化、範域における課題の解決又は協働のまちづくりの推進に資する事業であること。

【解説】

- ① 市は、まちづくり協議会が主となり協働のまちづくりを発展的に推し進めていくことを考えていることから、その活動に対し、財政的支援等を行います。具体的な内容は、規則により定めます。

… 第4章 守谷市協働のまちづくり推進委員会 …

(推進委員会)

第15条 市長は、次に掲げる事項を行う機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定により、守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- (1) 協働のまちづくりの推進及び進捗並びにまちづくり活動の推進及び進捗に関することについて、市長の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。

- (2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 第10条第1項の規定により、市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たって、市長の求めに応じて、客観的かつ公平に実施するために必要な審議を行い、市長に意見を述べること。
- 2 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公募市民 2人以内
- (2) 市民公益活動団体関係者 2人以内
- (3) 事業者 1人以内
- (4) 学識経験者 2人以内
- (5) 地域の福祉を推進する関係者 1人以内
- (6) 自治会又は町内会関係者 2人以内
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。ただし、3期を限度とする。

【解説】

- ① 市が、協働のまちづくりに関する基本的な事項を一存で評価及び決定するのではなく、公募市民、市民公益活動団体関係者、事業者、学識経験者、地域の福祉を推進する関係者、自治会・町内会の関係者からなる推進委員会で議論を行った上で、評価及び決定していくものです。
- ② まちづくり協議会は、地縁による団体である各地区地域福祉活動計画実行委員会（地区によっては自治会・町内会）が主となり組織され、自治会・町内会と連携することで、協働のまちづくりを発展的に推し進め、地域づくりに取り組むことができると考えています。そのため、地域の福祉を推進する関係者及び自治会・町内会の関係者が、委員に入ること、まちづくり協議会の活動をより推進することができるのと同時に、評価することができると考えます。

… 第5章 条例の尊重及び見直し …

(条例の尊重)

第16条 この条例は、協働のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

【解説】

- ① 地域主導のまちづくりを実現し、協働のまちづくりを発展的に推し進めるためには、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市が、条例を尊重することが必要です。

(条例の見直し)

第17条 この条例は、施行の日から起算して3年ごと又は必要に応じ、見直しを行うものとする。

【解説】

- ① これまで40年以上も人口増加が継続している守谷市においても、十数年後には人口が減少に転じると推計されています。このように、市のおかれている状況は日々変化していることから、条例に掲げられる規定についても、その時々にあったものであることが重要です。そのため、3年ごと又は必要に応じて、条例を見直すことで、常に守谷市の協働のまちづくりの推進に資する条例となるよう努めます。

… 第6章 雑則 …

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ① この条例に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための補則条項です。

… 附 則 …

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の守谷市協働のまちづくり推進条例第11条の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例の施行の日、改正後の守谷市協働のまちづくり推進条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 改正後の条例第15条第3項の規定により、この条例の施行の日後から旧委員の任期満了の前までに初めて委嘱される新委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 前2項に規定する任期は、改正後の条例第15条第5項ただし書に規定する任期の数に算入しない。この場合において、附則第2項の規定により

新委員とみなされる者の旧委員としての任期は、この条例の施行の日までの期間を1期として数え、同項ただし書に規定する任期の数に算入する。

第9章 守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則

平成30年9月27日

規則第34号

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則（平成18年守谷市規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市協働のまちづくり推進条例（平成30年守谷市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政サービスへの参入機会の提供）

第2条 条例第10条第1項の行政サービスへの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、行政サービス参入機会の提供に関する申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約等
- (2) 構成員名簿
- (3) 市内における活動実績
- (4) 行政サービスの提供に係る事業計画書

2 市長は、条例第10条第2項の規定により、行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、前項の規定により提出された書類に記載された内容及び参入させようとする行政サービスの内容に基づき、当該市民公益活動団体が次に掲げる基準を全て満たしているかを考慮して提供するものとする。

- (1) 活動拠点が守谷市内であること。
- (2) 構成員が5人以上であり、守谷市内に在住、在勤又は在学している者が大部分をしめること。
- (3) 国、地方公共団体等の公的機関が事務局となっていないこと。
- (4) 守谷市内において活動の実績があること。

3 市長は、前項の規定により行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、必要に応じて関係者からのヒアリングを実施し、又は条例第15条第1項に規定する守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請に対する行政サービスへの参入機会の提供の可否について、行政サービス参入機会の提供に関する可否決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った市民公益活動団体に通知するものとする。

（範域の基準）

第3条 条例第7条に規定する範囲は、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会又は守谷市自治会連絡協議会の支部の範囲を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が地域の実情を勘案し、特に認めるときは、まちづくり協議会の範囲とすることができる。

(まちづくり協議会の認定要件)

第4条 条例第11条第1項第5号に規定する規則で定める要件とは、次のとおりとする。

- (1) その範囲内において組織されている自治会又は町内会と連携及び協力が期待できる組織となっていること。
- (2) 条例第2条第2項各号に定めるもののほか、その活動が特定の者の利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。
- (3) 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。
- (4) 意思決定の方法が定められていること。
- (5) 市のパートナーとして協働のまちづくりを推進する組織であること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(まちづくり協議会の認定)

第5条 条例第12条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、まちづくり協議会認定申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員に関する書類
- (4) 組織構成
- (5) 範囲図
- (6) 直近の活動計画書
- (7) 直近の収支予算書
- (8) まちづくり協議会設立時の議事録の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に対する認定の可否について、まちづくり協議会認定可否決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った組織に通知するものとする。

3 市長は、まちづくり協議会を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 範囲
- (3) 認定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の公表は、守谷市公告式条例(昭和30年守谷町条例第6号)第2条

第2項に規定する掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法によって行うものとする。

5 まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更があったときは、条例第12条第2項の規定により、まちづくり協議会認定事項変更届出書(様式第5号)により、市長に届出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 役員
- (4) 会則又は規約
- (5) 組織構成
- (6) 範囲
- (7) その他市長が必要と認める事項

6 市長は、条例第13条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消決定通知書(様式第6号)により、当該まちづくり協議会に通知するものとする。

(まちづくり協議会が行う活動に対する支援の内容)

第6条 条例第14条第1項に規定するまちづくり協議会が行う活動(以下「まちづくり活動」という。)に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付
- (2) 市職員又は専門家等による技術的な支援
- (3) まちづくり活動の拠点の整備及び提供
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の交付金の額、内容及び申請手続き等は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

3 第1項第2号から第4号までの支援については、まちづくり協議会や範囲の状況を踏まえて実施するものとする。

(まちづくり協議会からの報告)

第7条 市長は、まちづくり協議会に対し、その運営並びにまちづくり活動の実施の内容及び状況に関し定期的に、又は必要に応じて報告を求めることができる。

(推進委員会の会長等)

第8条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第9条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員

の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は書類を提出させることができる。

(推進委員会の庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(推進委員会の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条の規定により推進委員会の会長及び副会長である者は、この規則の施行の日に第8条第1項の規定により推進委員会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

様式第1号（第2条第1項関係）

行政サービス参入機会の提供に関する申請書

年 月 日

守谷市長宛て

団体等名称 _____
代表者の職及び氏名 _____ (印)
団体所在地又は代表者住所 _____
連絡先 _____

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり行政サービスに参入したく機会の提供を申請します。

記

- 1 市民公益活動団体の名称
- 2 主な活動内容
- 3 行政サービス参入の内容
- 4 活動拠点の住所等
- 5 確認事項

確認事項	チェック欄
国, 地方公共団体等の公的機関が事務局となっていないこと。	

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 市民公益活動団体の規約等
- 2 構成員名簿（氏名・住所・連絡先等）
- 3 市内における活動実績
- 4 行政サービスの提供に係る事業計画書

様式第2号（第2条第4項関係）

行政サービス参入機会の提供に関する可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長



年 月 日付の行政サービス参入機会の提供に関する申請について、次のとおり決定したので、守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第2条第4項の規定により、通知します。

決定内容	
参入機会提供の手段等	
不提供の理由	

※ 参入機会を提供できない場合は、その理由が「不提供の理由」の欄に記載されています。

様式第3号（第5条第1項関係）

まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

守谷市長宛て

組織の名称 _____
代表者氏名 _____ (印)
代表者住所 _____
連絡先 _____ (担当者)

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおりまちづくり協議会の認定を申請します。

記

- 1 名称
- 2 範囲
- 3 活動内容

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 会則又は規約
- 2 役員名簿
- 3 構成員に関する書類
- 4 組織構成
- 5 範囲図
- 6 直近の活動計画書
- 7 直近の収支予算書
- 8 設立時の議事録の写し

様式第4号（第5条第2項関係）

まちづくり協議会認定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長 印

年 月 日付の認定の申請について、次のとおり決定したので、守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条第2項の規定により、通知します。

決定内容	
不認定の理由	
備考	

※ 認定できない場合は、その理由が「不認定の理由」の欄に記載されています。

様式第5号（第5条第5項関係）

まちづくり協議会認定事項変更届出書

年 月 日

守谷市長宛て

名 称 _____
代表者氏名 _____ (印)
代表者住所 _____
連 絡 先 _____ (担当者)

守谷市協働のまちづくり推進条例第12条第2項の規定により、まちづくり協議会について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

- 1 認定年月日 年 月 日
2 名称
3 変更の内容

チェック欄	内容	変更前	変更後
	名称		
	代表者		
	役員		
	会則又は規約		
	組織構成		
	範囲		
	その他		

- 4 変更理由

備考

変更された事項が分かる資料を添付すること。

様式第6号（第5条第6項関係）

まちづくり協議会認定取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市協働のまちづくり推進条例第13条第1項の規定により、下記のとおりまちづくり協議会の認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 名称
- 3 取消の理由
 - まちづくり協議会に該当しなくなったため
 - 偽りその他不正な手段により認定を受けたため
 - 市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったため

守谷市協働のまちづくり推進指針

発行年月 | 令和元年 月 [改訂版]

発行者 | 茨城県守谷市